

(別紙 4)

麦類のかび毒対策行動計画

1 . 背景

- (1) 麦類で問題となるデオキシニバレノール (DON) については、平成14年5月に厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品規格・毒性合同部会の検討結果を受けて暫定的な基準値1.1ppmが設定された。平成15年6月の同部会では、食品加工に伴う減衰等について検討が行われ、規格基準設定のためには、引き続き汚染実態の調査等を行うことが必要であるとされている。
- (2) また、コーデックス委員会の食品添加物・汚染物質部会 (CCFAC) においては、FAO/WHO合同食品添加物専門家委員会 (JECFA) におけるリスク評価の結果をもとに、各地域での汚染実態を考慮してDONに対する基準値の検討を始めたところである。
- (3) これらのことから、農林水産省として、引き続き我が国における麦類の汚染実態を調査し、厚生労働省で検討されている基準値設定の取組に資するとともに、赤かび病の防除やDONの低減のための施策を総合的に進めることが重要となっている。

2 . リスク管理の当面の進め方

- (1) 国内産麦類におけるDON汚染実態の把握
- (2) 輸入小麦のDON検査の実施及び暫定的な基準値を超えた小麦の輸入防止
- (3) 生産者団体等による自主検査に基づく、汚染小麦の市場流通防止の指導
- (4) 流通段階におけるDON簡易分析法による自主的な検査の普及
- (5) 赤かび病の効果的な防除の推進
- (6) 赤かび病抵抗性品種の開発・普及
- (7) 消費者、流通業者、生産者などの利害関係者に対する、かび毒に関する情報の適切な提供とリスクコミュニケーションの実施

3 . リスク管理における留意事項

- (1) リスク評価に基づいた国際的な基準値の検討に資するデータ提供等、厚生労働省等と連携してコーデックス委員会の審議に積極的に参画していくこと。
- (2) リスクコミュニケーションを厚生労働省等と連携して行うこと。

○ 麦類のかび毒対策の活動計画（１５年度の予定）

９月	１０月～１２月	１月～３月	備考（１６年度以降の予定）
○ 検討チームの設置(9/1)			
（リスク管理） <実態調査・検査>	（調査点数：小麦約230点、大麦約60点）		
○ 国内産麦類かび毒実態調査の実施	→		
	調査結果は取りまとめ次第公表		
○ 輸入小麦のかび毒検査	→		
	検査結果は取りまとめ次第公表		
○ 自主検査に基づく汚染小麦の流通防止の指導	→		
<分析技術>			
○ 流通段階におけるDON簡易分析法による自主的な検査の普及	→		
○ DON分析機関を対象とした精度管理試験の実施	→		16年度までの2年間で実施
		次年度計画の検討（2月）	
○ 新たな簡易分析技術等の開発	→		16年度までの2年間で実施
		次年度計画の検討（2月）	
<防除技術>			
○ 赤かび病の効果的な防除の推進	→		
○ 効果の高い防除技術等の研究開発	→		16年度までの2年間で実施
		次年度計画の検討（2月）	
<品種>			
○ 赤かび病抵抗性品種の開発・普及	→		
（リスクコミュニケーション）			
○ 利害関係者との意見交換			16年度第１四半期を目途